

# 新婚生活にかかる【結婚新生活スマイル補助金】 住居費・引越費用を補助します！ ※1

(補助対象)  
住宅の購入費  
賃料、共益費※2  
敷金、礼金  
仲介手数料  
リフォーム費※3



(補助対象)  
新婚生活のための  
引越し費用※4

提出期限：令和6年3月29日（金）予定

令和6年3月30日、31日は一部の窓口を除き閉庁日のため、  
この両日に婚姻・同居を開始される方で、申請をご希望の方は必ず事前にご相談ください。  
ただし、提出期限以前でも、交付額が予算額に達した時点で受付を終了いたします。

## 補助の対象となる世帯

### ・（1）～（7）をすべて満たす世帯

- (1) 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に  
婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 婚姻日において、夫婦がともに39歳以下
- (3) 令和4年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満  
※令和4年中に奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を控除
- (4) 申請時において、夫婦が静岡市内で同居している
- (5) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- (6) 過去に夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を受けていない
- (7) 市町村民税の滞納がない

補助上限金額  
1世帯あたり  
30万円

(夫婦ともに29歳以下：60万円)

※1 住宅購入・リフォームの場合、婚姻日から起算して1年前の日から令和6年3月31日までの間に結婚を機に新たに静岡市内に住宅を取得（住宅売買契約）又は修繕、増築、改築、設備更新（工事請負契約）した世帯であり、令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に支払った費用に限ります。  
住宅賃借・引越し費用の場合、令和5年1月1日～令和6年3月31日の間に結婚を機に新たに静岡市内に賃借（賃貸借契約）した世帯、引越しをした世帯であり、令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に支払った費用に限ります。

※2 賃料及び共益費については同居を始めた月及びその翌月分に限ります。

※3 リフォーム費とは、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に限ります。詳細はお問い合わせください。

※4 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に引越し業者又は運送業者に支払った費用に限ります。

事前に条件や必要書類、受付状況等をご確認いただき、対象となる世帯の方はお早めにご申請ください。

必要書類・手続方法については  
裏面をご覧ください

# 結婚新生活スマイル補助金 申請手続きの流れ

## ①必要書類を静岡市へ提出（提出期限：令和6年3月29日（金）予定）

※令和6年3月30日・31日は一部の窓口を除き閉庁日のため、この両日に婚姻・同居を開始される方で、申請をご希望の方は、必ず事前にご相談ください。  
また、予算がなくなり次第終了のため、提出期限以前に終了する可能性があります。

審査  
（10日〜2週間程度）

必要書類の詳細は、以下の市ホームページよりご確認ください。  
書類が全て揃った時点で受付となります。不備がありますと受付できませんので、不明な点等ございましたら、お早めに青少年育成課までご相談ください。  
※審査期間（10日〜2週間）は目安です。全体の申請状況により前後します。

URL：[https://www.city.shizuoka.lg.jp/626\\_000260.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/626_000260.html)

QRコード：



## ②補助金交付決定通知兼確定通知の受け取り

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書」を申請者あて送付しますので確認してください。

## ③請求書を提出

1ヶ月程度

通知書が届いたら「結婚新生活支援補助金請求書（様式第3号）」を記入のうえ、静岡市青少年育成課へ提出してください。（郵送可）

## ④補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。

<ご不明点など、申請にあたっては以下へお問い合わせください>

書類提出先

〒424-8701

静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎9階

静岡市子ども未来局 青少年育成課

電話：054-354-2614

（平日 8時30分〜17時15分）

申請書や請求書の様式は  
こちらからダウンロード  
できます♪

結婚新生活スマイル補助金

検索

